

第 1 1 回定例委員会会議録

委員長) 日程第 1 開会宣言

委員長) 日程第 2 会議成立の宣言

委員長) 日程第 3 会議録署名委員の指名 (木村委員)

委員長) それでは、日程第 4 の審議に入ります。報告第 3 号「平成 26 年度「秋の公民館講座」等の開催について」を議題とします。提案説明を求めます。

公民館長) <議案資料に基づき概略説明>

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅井委員) ティアフル映画祭について、新聞にも記事が載っておりますが、芦屋市内の小学生や中学生が選んだ映画となっていたのですが、このような催しがあるということで募集に際し、子どもたちに声をかけたりということもあったのでしょうか。

公民館長) この企画につきましては、子どもだけで企画するのは到底無理ですので、市内在住の大人の方が外国からも映画を取り寄せておられると思います。その取り寄せた映画、ビデオなどをティアフルキッズと呼ばれている方々に見せるというお話でした。説明によると子どもたちが遊んでいるところの横で上映し、見ているなという状態になれば、この映画はいいのだと判断しますし、映画を見ていない状態でしたら、余り興味が湧かないのだなというような判断になります。座っているような形で鑑賞して選ぶのではなく、遊びの中でお子さんたちに見て選んでいただくという状態です。その中で人気が高かったものを上映することになります。

浅井委員) 感覚に訴えるようなことですかね。きちんと座って見ていてどうかいうよりも、横に何か魅力があっても引きつけられるということなのではないでしょうか。

公民館長) ふだん遊んでいる状況でテレビの中でビデオを映しているということです。テーマとしては、少しうるっとするものもあります。

浅井委員) ティアフルですからね。

木村委員) 芦屋ホームムービー鑑賞会は、ビデオが集まればいいなどは思うのですが、集まらなかった場合には市で保管している懐かしい映像を流す形でされると思うのですが、どのようなものを流すことを予定されているのですか。

公民館長) ビデオが集まるかという心配はあります。委託事業ですので、正しく把握していない部分もあるのかもしれないのですが、芦屋には昔から豊かな方がいらっしゃいますので、8ミリなどをお持ちだったのではないかというのを想像し、持ってきてほしいというのは企画者側の思いですが、集まるかどうかは別の話になります。ホームムービーを持ってきていただいて、誤ってそれを壊すといけないというのは正直思っています。できるだけ持ってきていただいて、自分でその機械をセットしていただき、そこで話の輪が広がればよいということです。何回か実施しようと思っているのですが、1回で終わってしまう可能性もあり、そこは何らかの工夫が要るのではないかと考えております。

木村委員) 芦屋市で保管している懐かしい映像は、昔の町並みを映したものなどを流されるのですか。

公民館長) はい。広報国際交流課と連携をとりますので、余り少ない場合は広報国際交流課から借りるなどの相談をしますが、できるだけ市民の方に持ってきていただきたいと思います。

木村委員) 各ご家庭に保存してある映像の中から非常に価値があるものが出てきた場合、許可を得て市の1つの財産にするということもあり得るでしょうし、いいと思います。しかし、最近の二、三年前の子どもを撮ったものがたくさん集まるのも困るかなという感じもします。やってみてどうなるかということだと思います。

浅井委員) 昔のというのは、どれくらいの昔なのかなというのがあり、これを見てもはっきりしないところはあるかと思います。

委員長) 8ミリフィルムが出たのは、50年ぐらい前ですよ。

木村委員) 8ミリでしたらそうですね。8ミリフィルム以外の映像でしたら、三、四年ぐらいの最近の普通のビデオでもいいのかということになります。

社会教育部長) 昭和何十年代とか、そういったくくりがあればいいかもしれないですね。

浅井委員) まず第1回を開催していただいたらいいかなと思います。

教育長) 8ミリは用意しているのですね。

公民館長) はい、用意しています。

教育長) 写真を持ってこられたら何で見せるのですか。

公民館長) スライドの機械がありますので、それを使いますかね。

教育長) アルバムのようなものを持ってこられたら、実体投影装置のようなもので見られるといいですね。

公民館長) 方法としてはオーバーヘッドプロジェクターなどを使いな

がらと考えますが、光を通さないものは厳しいかもしれないです。

教 育 長) 小学校で実体投影装置がありますが、ああいったものの下に置けば映るものでなければ、難しいでしょうね。

公 民 館 長) 家に手持ちのものをお持ち寄りいただき、話しをしていただいて、家にはまだまだあるのよというような形で、また持ってきていただいてもいいかなと考えています。

委 員 長) やって見ないとわからないところもあるということですね。

公 民 館 長) はい。ただ、放っておくと廃棄のほうに回ってしまいますので、貴重なものはお見せいただいて、貴重だということを再認識し、誰が残すという問題はありますが残していくということが大事かなと思います。

委 員 長) 貴重なものが掘り出されることを期待するということですね。

木 村 委 員) 例えば、戦前の写真などで、町並みを写したものを保管されている方がいらっしゃったら、これとはまた別の企画で集めてやってみると貴重なものが出てくるかもしれませんね。

公 民 館 長) 誰が持っているかということがわかりますので、前回来られたあの人に頼めば、もしかしたら貸してもらえるかなということで、鑑賞しながら話しをしていただけたらなということです。

浅 井 委 員) 先にいただいた資料で18日になっているのですが、25日が正しいのですね。

公 民 館 長) 申し訳ございません。25日でございます。

委 員 長) さきほどのお話でしたら、この戦前の芦屋を語る集いと重

なる部分もあるでしょうね。

浅井委員) 河内厚郎事務所に委託して、何か大きく変わったことはありますか。

公民館長) 基本的には、直営時代と変わらないようにやってくださいという形で、平成24年、25年度の2年間は実施してきました。河内厚郎事務所はもう少し市の直営時代とは別のこともやりたいという提案がありまして、今回の芦屋ホームムービー鑑賞会や芦屋のペット大集合など、少しずつ彼らのノウハウが生きるような形の講座に変わっていていると思います。例えば、愛犬家の手づくりクッキー教室は、直営時代は正直言って想像がつかなかったのですが、やってみようということになりました。

浅井委員) 個性が少しずつ出てきているというところなのですね。

お聞きしたいのですが、市民センターの入り口のところにいろいろなチラシが置いてあり、芦屋市内の谷崎潤一郎記念館や美術博物館などのチラシは余り置いていないようなのですが、その辺はどうなのでしょう。

公民館長) 置いているチラシは市民センターと公民館の直営事業や私どもでやっている事業についてのものです。また、市民センターと公民館を利用されている方々のグループのチラシや、芦屋市の各課がやっているチラシも置いています。谷崎潤一郎記念館と美術博物館につきましても、チラシを置いているのですが、少し埋もれてしまうというのが実態です。

浅井委員) 基本的には置いていいわけなのですね。

公民館長) スペースが限られていますので、谷崎潤一郎記念館や美術

博物館につきましても、市の事業については生涯学習課からチラシがまいますので、設置しております。ただ、自主事業につきましても、一定判断した形で置く場合と置かない場合があります、置く場所も少し変えているというところがあります。

浅井委員) やはり地の利として、まちの中心地にある市民センターですので、伊勢町だと少し市民の目に触れにくいいため、できれば市民センターが芦屋全体の文化の発信の拠点としての機能をしっかり持ってくださいというふうに思っています。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第3号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委員長) 日程第5 閉会宣言